

答 申 第 3 1 2 号

平成 2 2 年 1 月 2 8 日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋 介



異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 1 年 3 月 1 1 日付け東整柏第 2 3 0 5 号－1 による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第 4 1 3 号

平成 2 1 年 2 月 1 6 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日付け東整柏第 1 8 5 0 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成20年12月26日付け東整柏第1850号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 個人の権利利益を害するおそれは全くない。すべて私が関係した書類。
- (2) 工事監理者の文書はなぜ保管しなかったのか。
- (3) 行政庁には、全文書を公開しなければならない責任がある。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対して、平成20年12月3日付けで、行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄の記載を「[REDACTED]」に所在する建物について、H10年8月12日付けで提出された工事完了届に関する書類一式と工事監理者の文書と理由書。」とする行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、「[REDACTED]」の土地に建築した物件に係る工事完了届及び理由書」（以下「本件対象文書」という。）を本件請求に係る対象文書と特定し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号及び第6号に該当するとして本件決定を行った。

2 本件決定を行った理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

ア 本件対象文書のうち、工事完了届の第一面の余白及び第二面の【1. 建築主、設置者又は築造主】欄に記載された個人の電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

イ 工事完了届の第一面の余白に記載された完了検査に関する情報は、建築主の財産である住宅に関する情報が含まれており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

ウ 本件対象文書のうち、理由書の理由が記載された部分については、建築主個人に関する

情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

(2) 条例第8条第6号該当性について

ア 工事完了届の第一面の余白に記載された完了検査に関する情報は、個人に関する情報に該当するほか、県の機関が行う事務に関する情報にも該当する。

当該情報は、工事完了検査の指摘事項であり、建築基準関係規定に不適合であった部分などを指摘し、県の機関が是正の報告を求めていることを示すものである。

検査の指摘事項は、建築主個人の住宅に関する不利益な情報であり、完了検査を受けて不適合であるとの指摘を受けたことが公になれば、建築主及び工事関係者による是正の対応が進まなくなるなど、県の機関が行う是正指導等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第6号に該当するものと判断した。

3 異議申立ての理由について

異議申立人は、工事監理者の文書はなぜ保管しなかったのかと異議申立書に記載するものであるが、工事監理者の文書とは工事完了届に付随する書類と思われるところ、本件決定を行った担当課所である東葛飾地域整備センター柏整備事務所では本件対象文書以外に工事完了届に付随する書類を保有していなかった。

そのため異議申立人に確認したところ、工事監理者の文書のコピーは開示請求者本人も持っており、また、県土整備部建築指導課にも、何回かコピーを送っているという説明があったため、工事監理者の文書については、建築指導課が保有している文書を特定のうえ開示決定等を行っており、その旨は異議申立人の了解を得たものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求の内容及び本件決定については、前述のとおりである。

これに対し異議申立人は、平成21年2月16日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

2 対象文書の特定について

(1) 異議申立人は、工事監理者の文書はなぜ保管しなかったのかと異議申立書に記載しており、本件決定を行った担当課所である東葛飾地域整備センター柏整備事務所において保管されているべきと異議申立人が考える、工事監理者の文書についても対象文書として特定され、開示決定等がなされるべきであったと主張しているものと思料される。

(2) この点について実施機関は、本件決定を行った担当課所である東葛飾地域整備センター柏整備事務所では本件対象文書以外に工事完了届に付随する書類を保有していなかったため異議申立人に確認したところ、工事監理者の文書のコピーは異議申立人も持っており、また、県土整備部建築指導課にも異議申立人から何回かコピーを送っていることから、

建築指導課において保有している工事監理者の文書を特定のうえ開示決定等を行っている
と説明するものである。この点について実施機関の説明に特段不合理な点はなく、異議
申立人の主張を是認すべき事由はないから、実施機関の判断は妥当である。

3 すべて私が関係した書類であり、個人の権利利益を害するおそれは全くないと主張すること
について

- (1) 異議申立人は、すべて私が関係した書類であり、個人の権利利益を害するおそれは全く
ないと異議申立書に記載し、個人の権利利益を害するおそれがあることを理由として不開
示とした実施機関の判断は誤りであると主張しているものと思料される。
- (2) この点、条例は、開示請求者のいかなを問わず、開示・不開示の判断を行うものであるの
で、個人に関する情報については、本人が自己の情報を開示請求した場合及び本人以外の者
が当該本人の同意を得て開示請求した場合であっても、不開示となるものであるから、実施
機関の判断は妥当である。

4 条例第8条各号該当性について

(1) 条例第8条第2号該当性について

ア 不開示とした情報のうち、工事完了届の第一面の余白及び第二面の【1. 建築主、設置
者又は築造主】欄に記載された個人の電話番号については、個人に関する情報であって、
特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるので、条例第8条第2号
に該当するとして不開示とした実施機関の決定は妥当である。

イ また、工事完了届の第一面の余白に記載された完了検査に関する情報及び理由書のうち
理由が記載された部分については、建築主個人の財産である建築物又は建築主個人に関す
る情報であり、建築主の氏名が明らかになっている状況においてこれらの情報は、特定の
個人を識別することができるものに該当すると認められるので、条例第8条第2号に該当
するとして不開示とした実施機関の決定は妥当である。

(2) 条例第8条第6号該当性について

実施機関が条例第8条第6号に該当するとして不開示とした工事完了届の第一面の余白に
記載された完了検査に関する情報については、前述のとおり、条例第8条第2号に該当する
情報であると認められるので、条例第8条第6号該当性を判断するまでもなく、不開示が相
当である。

5 異議申立人のその余の主張について

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり実施機関の判断は妥当である。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
21. 3. 11	諮問書の受理
21. 4. 23	実施機関の理由説明書の受理
21. 5. 22	異議申立人の意見書の受理
21. 12. 1	審議 実施機関から不開示理由の聴取
21. 12. 22	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務 代理者

(五十音順：平成21年12月22日現在)